

山梨県公報

号外第十七号

令和三年

五月二十五日

火曜日

目次

規則

○県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一

○山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

訓令

○山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一

人事委員会

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二十三号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「副参事」の下に「、地域ブランド統括官補」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十四号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

訓令

山梨県訓令第十五号

本 出 先 機 関 庁

労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部知事政策補佐官、地域ブランド統括官、理事(部又は局に配置された理事を除く。)又は会計管理者の款中「除く。」の下に「、地域ブランド統括官補」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第八号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月二十五日

山梨県人事委員会

委員 長 中 島 琢 雄

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号)の一部

を次のように改正する。

別表第二イの表6級の項1及び7級の項1中「**職制**」の下に「**地域ブランド統括官補**」を加える。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「**室長**」を「**室長**
地域ブランド統括官補」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月二十五日

山梨県人事委員会

委員 長 中 島 琢 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「**参事** 政策参事」を「**参事** 地域ブランド統括官補 政策主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。